

盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例について

平成27年3月6日  
保健福祉部

第1 改正の趣旨

介護保険制度の見直しに伴い、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援の事業に関する基準を改めようとするものである。

第2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）
- (2) 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）
- (3) 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）
- (4) 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）
- (5) 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号）
- (6) 盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）
- (7) 盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第49号）
- (8) 盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第50号）

第3 改正の内容及び施行期日

- 1 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正
  - (1) 改正の内容

- ア 地域密着型特別養護老人ホームに併設された指定通所介護事業所等であって、従業者を置かないことができるものから指定介護予防通所介護事業所を除く。
- イ 地域密着型特別養護老人ホームに併設された指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員がその業務に従事することができるものから指定複合型サービス事業所を除き、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を加える。
- ウ サテライト型居住施設に医師等の職員を置かない場合における当該サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームの医師等の職員の数の基準を設ける。

(2) 施行期日

- ア (1) イ・ウ 平成27年4月1日
- イ (1) ア 平成30年4月1日

2 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

(1) 改正の内容

- ア 訪問介護
  - (ア) 指定訪問介護事業者が介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業の指定を併せて受け、一体的に運営する場合の訪問介護員等及び設備の基準を定める。
  - (イ) 一定の条件の下で事業所に置くべきサービス提供責任者の員数の基準を緩和する。
  - (ウ) 基準該当訪問介護事業者が介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業を一体的に運営する場合の訪問介護員等及び設備の基準を定める。
- イ 訪問看護
  - 基本方針として生活機能の維持又は向上を目指すことを加える。
- ウ 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション
  - (ア) 基本方針として生活機能の維持又は向上を目指すことを加える。
  - (イ) 訪問リハビリテーション計画又は通所リハビリテーション計画の作成のためのリハビリテーション会議を新設する。
  - (ウ) 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けた場合のリハビリテーション計画の作成の基準を設ける。
- エ 通所介護
  - (ア) 基本方針として生活機能の維持又は向上を目指すことを加える。
  - (イ) 指定通所介護事業者が介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業の指定を併せて受け、一体的に運営する場合の従業者及び設備の基準を定める。
  - (ウ) 事業者が夜間及び深夜にサービスを提供する場合は、サービスの内容を市長に届け出なければならないものとする。

(エ) 事業者が夜間及び深夜にサービスを提供した場合において事故が発生したときの対応を定める。

(オ) 基準該当通所介護事業者が介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業を一体的に運営する場合の従業者及び設備の基準を定める。

オ 短期入所生活介護

(ア) 緊急に指定短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護を受けさせが必要な者について、利用定員を超えて受け入れができるものとする。

(イ) 基準該当短期入所生活介護事業所を併設しなければならない事業所として指定小規模多機能型居宅介護事業所を加える。

カ 特定施設入居者生活介護

(ア) 養護老人ホームが行う事業を外部サービス利用型の事業のみとする制限を廃止する。

(イ) サービスの提供に当たる看護職員又は介護職員の数の基準は、要支援状態区分によつて区別しないものとする。

(ウ) 有料老人ホームにおいてサービスを提供する場合における法定代理受領サービスに関する利用者の同意の要件を廃止する。

キ 福祉用具貸与

福祉用具専門相談員は、常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならぬものとする。（第276条の準用規定により、特定福祉用具販売についても同様）

(2) 施行期日

平成27年4月1日

3 盛岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

(1) 改正の内容

ア 介護予防訪問介護

(ア) 一定の条件の下で事業所に置くべきサービス提供責任者の員数の基準を緩和する。

(イ) 事業者が介護予防・日常生活支援総合事業を併せて行う場合の経過措置を設ける。

(ウ) 介護予防訪問介護に関する基準を廃止する。

イ 介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

(ア) 介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のためのリハビリテーション会議を新設する。

(イ) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けた場合のリハビリテーション計画の作成の基準を設ける。

ウ 介護予防通所介護

(7) 事業者が夜間及び深夜にサービスを提供する場合は、サービスの内容を市長に届け出なければならないものとする。

(イ) 事業者が夜間及び深夜にサービスを提供した場合において事故が発生したときの対応を定める。

(ウ) 事業者が介護予防・日常生活支援総合事業を併せて行う場合の経過措置を設ける。

(エ) 介護予防通所介護に関する基準を廃止する。

## エ 介護予防短期入所生活介護

(7) 緊急に指定介護予防短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護を受けさせが必要な者について、利用定員を超えて受け入れができるものとする。

(イ) 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所を併設しなければならない事業所として指定小規模多機能型居宅介護事業所を加える。

## オ 介護予防特定施設入居者生活介護

(7) 義理老人ホームが行う事業を外部サービス利用型の事業のみとする制限を廃止する。

(イ) サービスの提供に当たる看護職員及び介護職員の数の基準は、要支援状態区分によつて区別しないものとする。

(ウ) 指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営される場合の看護職員及び介護職員の数の基準を緩和する。

(エ) 有料老人ホームにおいてサービスを提供する場合における法定代理受領サービスに関する利用者の同意の要件を廃止する。

(オ) 外部サービス利用型の事業者が受託介護予防サービスの提供を委託することができる事業者として、指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者を加える。

## カ 介護予防福祉用具貸与

福祉用具専門相談員は、常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならぬものとする。（第 263条の準用規定により、特定福祉用具販売についても同様）

## (2) 施行期日

ア (1) (ア(イ)・(ウ) 及びウ(ウ)・(エ) を除く。) 平成27年4月1日

イ (1) ア(イ)・ウ(ウ) 平成29年4月1日

ウ (1) ア(ウ)・ウ(エ) 平成30年4月1日

## 4 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

### (1) 改正の内容

**ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

- (ア) オペレーターに充てることができる職員から、指定介護予防訪問介護事業所のサービス提供責任者を経験した者を除く。
- (イ) 午後6時から午前8時までの間にオペレーターに充てができる職員として、同一敷地内にある施設等の職員を加える。
- (ウ) サービスの一部を他の指定訪問看護事業所に行わせることができるものとする。

**イ 認知症対応型通所介護**

- (ア) 基本方針として生活機能の維持又は向上を目指すことを加える。
- (イ) 事業者が夜間及び深夜にサービスを提供する場合は、サービスの内容を市長に届け出なければならないものとする。
- (ウ) 共用型認知症対応型通所介護について、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において受けることができる利用定員の基準を緩和する。
- (エ) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が夜間及び深夜にサービスを提供した場合において事故が発生したときの対応を定める。

**ウ 小規模多機能型居宅介護**

- (ア) 看護職員が同一敷地内にある特定の施設等の職務を兼務できるものとする。
- (イ) 事業所の管理上支障がない場合は、管理者が介護予防・日常生活支援総合事業の職務を兼務できるものとする。
- (ウ) 登録定員及び通いサービスの利用定員の基準を緩和する。

**エ 認知症対応型共同生活介護**

効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、一の事業所におけるユニット数の基準を緩和する。

**オ 地域密着型特定施設入居者生活介護**

有料老人ホームにおいてサービスを提供する場合における法定代理受領サービスに関する利用者の同意の要件を廃止する。

**カ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

- (ア) サテライト型居住施設の本体施設として認める施設として指定地域密着型介護老人福祉施設を加え、従業者の配置基準を定める。
- (イ) 地域密着型介護老人福祉施設に併設された場合に従業者を置かないことができる事業所から指定介護予防通所介護事業所を除く。

**キ 看護小規模多機能型居宅介護**

- (ア) 複合型サービスを区分し、従来の複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護とする。
- (イ) 登録定員及び通いサービスの利用定員の基準を緩和する。

(2) 施行期日

- ア (1) (ア(ア)・カ(イ)を除く。) 平成27年4月1日
- イ (1) ア(ア)・カ(イ) 平成30年4月1日

5 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

(1) 改正の内容

ア 介護予防認知症対応型通所介護

- (ア) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が夜間及び深夜にサービスを提供する場合は、サービスの内容を市長に届け出なければならないものとする。
- (イ) 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護について、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において受けができる利用定員の基準を緩和する。
- (ウ) 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が夜間及び深夜にサービスをした場合において事故が発生したときの対応を定める。

イ 介護予防小規模多機能型居宅介護

- (ア) 看護職員が同一敷地内にある特定の施設等の職務を兼務できるものとする。
- (イ) 事業所の管理上支障がない場合は、管理者が介護予防・日常生活支援総合事業の職務を兼務できるものとする。
- (ウ) 登録定員及び通いサービスの利用定員の基準を緩和する。

ウ 介護予防認知症対応型共同生活介護

効率的運営に必要であると市長が認めた場合は、一の事業所におけるユニット数の基準を緩和する。

(2) 施行期日

平成27年4月1日

6 盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正

(1) 改正の内容

- ア 本体施設との密接な連携を確保するとともに、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とするサテライト型小規模介護老人保健施設に置かないことができる従業者に言語聴覚士を加える。
- イ 病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする医療機関併設型小規模介護老人保健施設に置かないことができる従業者に言語聴覚士を加える。

(2) 施行期日

平成27年4月1日

7 盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

(1) 改正の内容

指定居宅介護支援の具体的取扱方針に次に掲げる事項を加える。

- ア 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等に対し、訪問介護計画等の提出を求めるものとする。
- イ 指定居宅介護支援事業者は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48第1項に規定する会議から資料又は情報の提供等の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないものとする。

(2) 施行期日

平成27年4月1日

8 盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正

(1) 改正の内容

- ア 指定介護予防支援の具体的取扱方針に次に掲げる事項を加える。
- (ア) 担当職員は、指定介護サービス事業者等に対し、介護予防訪問介護計画等の提出を求めるものとする。
- (イ) 指定介護予防支援事業者は、介護保険法第115条の48第1項に規定する会議から資料又は情報の提供等の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないものとする。
- イ 指定介護予防支援の具体的取扱方針の一部を改める。
- (ア) 担当職員が指定介護予防サービス事業者等に対して作成を指導し、提出を求める計画から介護予防訪問介護計画を除く。
- (イ) 担当職員が利用者に面接するために訪問する事業所から指定介護予防通所介護事業所を除く。

(2) 施行期日

ア (1) ア 平成27年4月1日

イ (1) イ 平成30年4月1日